清少納言旁註　四　（天和元年版）

椙山女学園大学デジタルライブラリー

椙山女学園大学図書館

十ヨリ十一

大尾

四

8982060

清少納言

かくまでげにおもはれたてまつるべくは、しけしきにもあるべき
事にはあらずかし。なほ（真人の国へ行きたくなりぬるまで）
あかしくらしてをみるに、なほ（あらぬ所へ）あくがれいでまほしう
おぼゆるをおしとどめ、やうやうみだれくけぢめ
ばかりはつくろはれたるも、

清少納言

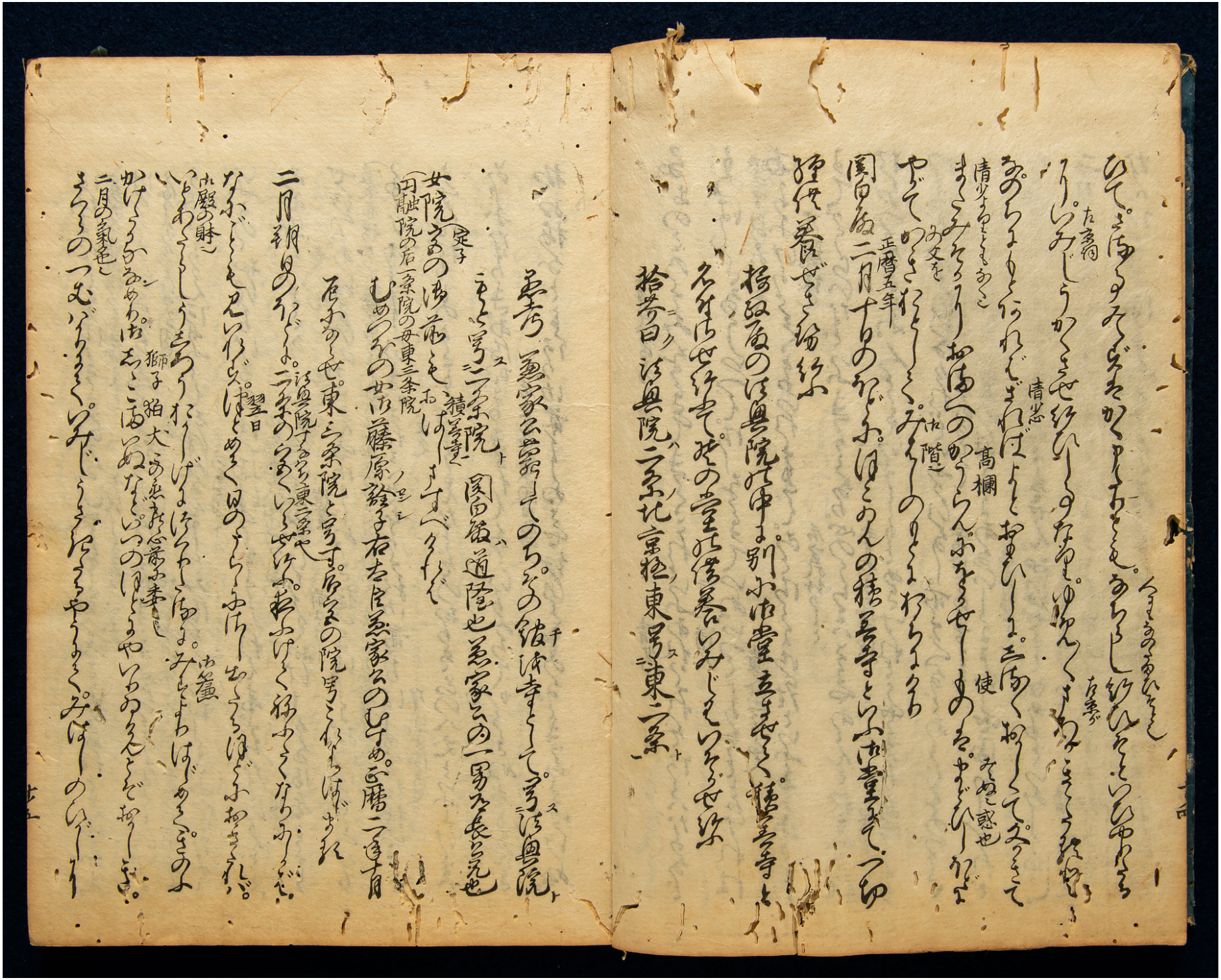
（紙よりもうすき）かげろふの羽のやうなる衣の、（夏加賀白き）
つやもうるはしやかなるを、うちかさねてきたるに、
（あらぬ所の心地）あかつきがたの月のしばし
ありしかば、

雑仕（ハシタムスメニ）諸奉公侍の女房（ムスメ）にも猶劣れる

（使の縁）
由使うちきたるに、おのおのさしよりてとりつぐ。
（白）
しばしかたらひてさりぬるのち、ものなどいふ。
（貴人の召使）
（五位ノ）
てをかしうものいひたるをほめぬ。二百ばかりにかくさまあさ

清少納言

（清少納言の真似）
ましきものをみをきてきくこれをいふ。あれがそれにうたがはしなるもの
（行き）
（清少納言）
をおはせばうつくしうでぞ（ゐ）をりてとりつぐべきなどいへば、
（貴人の召使）
（退の字内のお伺ひ）
ほめられぬけしきにくちをしがりてまでぞ（ゐ）をりてとりつぐ
（高麗縁）
ものさへいとにくし。
（后宮の御方）
てぐらいなどいふまうちぎぬ。
（赤きおまへ男）
（雷）
わらはべのやうにいふ。あれ（ゐ）をりてとりつぐべきなどいへば、
（清少納言）
（案内）
（中宮の御方）
（后宮の御方）
（后宮の御方）
（清少納言）
（后宮の御方）
（后宮の御方）
（后宮の御方



なんいつるなどもおぼえぬ。
是より后宮の御事を記し奉るなり
つれそはれる夜のさまなどもおぼえぬ。
下がれるぞ。
さてはよもふけぬらむとおぼしめすに
后宮の御前にて
さまざまの事ども申しつづけたまふほどに
ようやくしらみわたるほどにぞ
えいさましくなりぬる
かりそめにうちやすみたまへるほどに
寝初
御月
みのらざりけるをぞ
三人の中宮の舅也
三人のをとこどもはらからにてぞ
枝
長押
縁
忠君
后宮の女房也
うるさくて。中納言のまみいふ。夜の明けゆくほどに

藤氏家譜

九条師輔公の男。三家公と同母なり。
后宮の女房
中宮の舅也
中宮の叔母
后宮の女房也
中宮の
中宮の
后宮
后宮の
后宮の
后宮の

宰相の君など、宮仕へ人の限りなきものへ、あるじ（主）ゆるしたる内舎人（うどねり）など、

ゆるしの上人（うへびと）の同じ

ただなどいふ名の限りなり。

（雨）

なでふものの限りもてきたるをいと（何）おそろしう（恐）かしこき（畏）事（こと）の限りみづからなり。

（恥）

恥語也　身強（しひ）の名也

ぬすびとかりもてきたるをも（盗人の名あれど居宅のあるじ）、清少（せいせう）納言（なごん）の家（いへ）の小舎人（こどねり）

ばかりなど、ものづつみもせず（慎）、いとあさましう（浅）かげ（影）もなきことをも（清少納言の家の小舎人）

おほやけ（公）ざまなどもいひ（言）、あるじ（主）のいへ（家）の事（こと）をも、

（中宮の御方の事）

なりかしこきことをも（畏）いひ（言）、ことにもあらぬ事（こと）をも、

（中宮の御方の御事）

きはまりなき（極）ものの（清少納言の家の小舎人）

ぬすびとの（盗人）ことをも（事）、

（清少納言の家の小舎人）

いひ（言）ちらすべきにもあらず（清少納言の家の小舎人）

（清少納言の家の小舎人）

なほ（猶）、

（清少納言の家の小舎人）

陣（ぢん）

（表官の御座をもつぼねといふ）

ぢんちかう（近）ゐ（居）つけてさぶらふ（候）ほどに、

（女院の御事）

おほやけ（公）ごと（事）おほくて（多）、いとさぶらひ（候）しうなりぬ。

（関白殿の御事）

なほ（猶）おほやけ（公）ざまの人（ひと）は、

（隆家の方の事）

なほ（猶）ものづつみ（慎）せず（慎）、

（女院の御事）

（小柑子也）

ゆづ（柚）、こうじ（柑子）、

（今筆にく殿原の名を書きつけて、ここかしこ（居宅）に行きちがひ（違）たる事也）

ものなどきこえ（聞）かはし、

（関白殿の御事）

（清少納言の事也）

おのがじしぞ（自）ものいひ（言）ちらす（散）。

（感涙也）

（清少納言の事也）

三四のきみ（君）だちは、

（清少納言の事也）

さもあらぬぞ（自）、

（清少納言の事也）

（清少納言の事也）

ものよ（世）ばかりは（清少納言の事也）

（清少納言の事也）

（清少納言の事也）

なごと
この年也二人のうるはし
源投義(ノ)(ヨシ)(ツ)(ヨ)(ノ)朝臣二階二(ニ)三月廿五日補(ヲサ)従(ジユ)五位下(ノ)(ト)(シタ)
右中弁(ウチユウベン)正五位下源(ノ)(ト)後賢(ノチカタ)(ノ)朝臣(アソン)二(ニ)階(カイ)(ヲ)(ヘ)(タリ)(ト)(ス)(ル)(ノ)(ト)(シ)(ノ

恵心之廻（ノ）取（リ）作業趣向（キヤウ）於（ニ）彼（ノ）謂之廻向（ヘカウト）

●ふる　和歌（ワカ）これもなし

（ツヅク）業物（ワザモノ）もおほく風伝（フウデン）のかずに考（カンガ）へし風伝の手（テ）もすくなからず。

ふるこの所しも業平（ナリヒラ）と思（オモ）ひ

和（ワ）らかなる三拍子（サンビヤウシ）のふりと言（イ）ふべし。

外伝（ソトデン）の物（モノ）ふりの

神（カミ）さびたるふりもなくて（テ）

一曲（キヨク）なるべし。

神（カミ）遊（アソビ）の体（テイ）也　座（ザ）ぶり（アナメ）

ぶりめ　拍子（リヅモ）　古風（コフウ）　中音（ニサイイリ）

軍（イクサ）事（ゴト）　雑事（ザフジ）なり

●ほめうた　ほめまうす事（コト）ふりの事（コト）なり

濃（コマヤカ）

ふるさのこころ　前曲（ゼンキヨク）

ふるさ　二段（ニダン）

ふるさのこころ

うつのやまべの物（モノ）ふりの

ものがたりの物（モノ）ふりなり

いなつまふるさ。ふる

ふるさ

●ひとへ

緋（ヒ）の袴（ハカマ）　着（キ）初（ソメ）

ひのはうぐ　紅（クレナヰ）のひとへ　あこめ　かうめ　ふさ　ほ

ふるさ

●ふるさめ

香染（カウゾメ）　老（オ）ふたる女（ヲンナ）のふり　外（ソト）ふるさめ

かうぞめのうすさ。ふるさみくに。ひろい。

はて白（シロ）むくの　着（キ）初（ソメ）青（アヲ）

ふるさ。　やぶるさ。　まくさ　ふるみぐ。

●ひとへ

緋（ヒ）の袴（ハカマ）　着（キ）初（ソメ）

ひのはうぐ　紅（クレナヰ）のひとへ　あこめ　かうめ　ふさ　ほ

ふるさ

香染（カウゾメ）　老（オ）ふたる女（ヲンナ）のふり　外（ソト）ふるさめ

かうぞめのうすさ。ふるさみくに。ひろい。

はて白（シロ）むくの　着（キ）初（ソメ）青（アヲ）

ふるさ。　やぶるさ。　まくさ　ふるみぐ。

●ひとへ

緋（ヒ）の袴（ハカマ）　着（キ）初（ソメ）

ひのはうぐ　紅（クレナヰ）のひとへ　あこめ　かうめ　ふさ　ほ

ふるさ

縁抄ニ云宿老ノ人東帯時ニ及テ衣ノ袖ヲ掩テ真衣ヲ袖外ニ
出ス事少ク之御会ニ天ク袖ヲ掩ヲ編蝙ヲ

●杉尾ノ　二十五枚若クハ四十枚ノ白木ヲ以テ之ヲ為ル此物ヲ
ヤマノカミ云　ヤマノカミト云ヒ二字ヲ以テ名ヲ
●神名　是社名ノ号ニ依也　出雲風土記ニ別

杉乃尾

大寶元年秦都理建社而祭之是神号大山咋神即坐比叡
神ニ躰也是祭四月上申日也貞觀中始　延喜式第九神名
帳山城國葛野郡杉尾神社ニ在

今年春八幡神天皇也
八幡ニ同ヒカミガミニテオハシマスヤウニ云々

宇佐縁起ニ云王子御誕生是時自ニ竜宮城ニ献御初衣其形八足白
幡御襁褓ニ枚其長八尺。筥崎縁起ニ云昔自幡四赤幡四首
天降ニ于是故名ニ幡ト云事根源ヲ尋ヌ

廿二社次第八幡三所應神天皇。神功皇后。玉依姫。貞觀元年四月
十九日行教和尚於ニ男山ノ峯ニ建立之

大原野

文徳帝仁壽元年二月始行ニ紫宸ノ春日社遷ニ於帝京ニ故移ス大原
基ヲ思ヒ盖后妃皆人有ニ参詣ニ也

公事根源ニ下ノ春御祖上ノ賀別雷　御祖神者男玉依姫ト
ノ賀健角身命之女也　狂書ニ不可

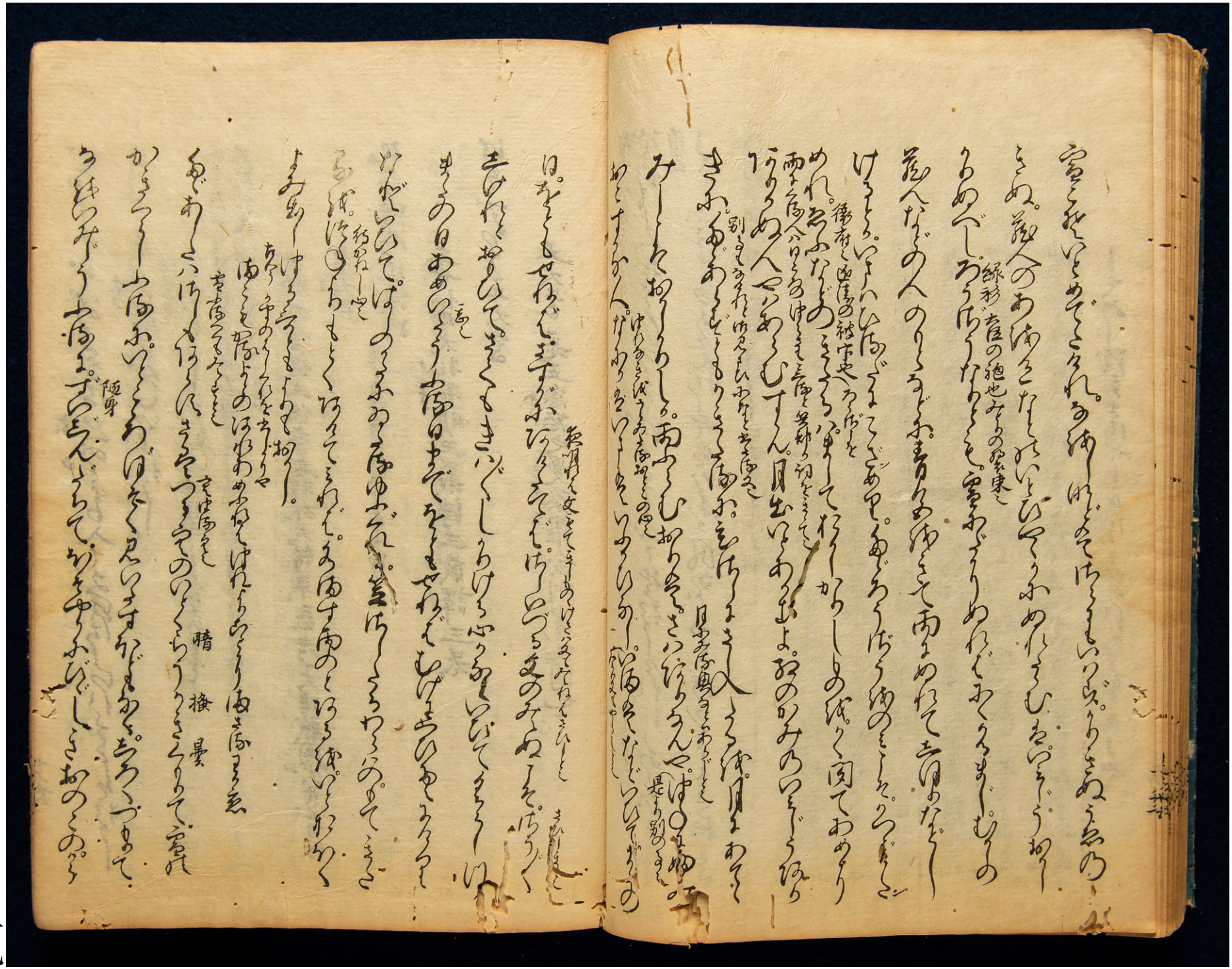
皆の地物音して
ぎやめいでくるほどすることでつくらうなくして。なんけのあかりけり。
三ヶ四 ふ。称よりなどけものくわることをくるぐるみごうれし。称くのつうし
八 やりなやぎ。さしい。ふ人ぐいい。ふづくよくるみくぎくらをけるくる。

禁秘抄奏時事上古隨テ陰陽察漏刻ニ參ス近代捕計
藏人仰之丑杭後為朋ノ
方近法、亥ノ一刻より子ノ刻まで丑の一刻より寅の
四刻までなり
のくる序日也
日のうちくるほどまぐつるあけくる様の時をどうなる
天文の中宵ともいふ
ともなるめんかくふけてうやなどうちあてすうけれ
あのぐもりてぬぐ雨ふそぐめでくけるよるかばふぱ雪のくる雨ふそ

十の丗四

ふいてくるまで。
名熟心致孝親主の男長法四年九月廿
咸のふりの中ねのくへ入道参部の主それかるみくぐうちおくげくころ
はつをいたくうわれうぼそのるかれすぐむすえのるすれてぼよ
へ初のぐぐらしほどいふいのれなんとをおうくし。
ひとの旅立見の勧法寺の家堤乃中納言為通卿仕みて乃審
暁ふいてそうらひねなのれまして。その月二廿三日を紀ひくんぬ
しすぐさこをそのみはれみのくものがうしくのうへなぎまん
まをわろしみやのひしふ。ものみなぐくすうるるめぞ
ぬるくりうれくのあるぐぐとくのようなるくぐ。手などいどぐぞの
ものぬ様。ふくくうくくやあねのをぬよらうるる。

なげつるてすでえんのもとにおりるほどに雨のふりければ
わらはべのかさをさしてまゐりたるをみるにいとをかしくて
ふるにもあるかなとおもひてかくなんよみたりける
ちはやぶるかみのいかきにおりるほどにかさをさしてあまくだりけり
雨のふるをかさにたとへたるなり
あまくだりけるをみてかくなんよみたりける
わがきみしらくもにのりてくるものをかさをさしてあまくだりけり
雨のふるをかさにたとへたるなり
ざうもそをわらひけるとかやなんいひつたへたる
是より雨の面白くふるをものにたとへたるなり
みんなおもしろがりけるとかや
ああの山ほととぎすうけさでぞ
しらつゆをおきもいでぬみじかよの雨のふるにもあるかな
雨のふるをかさにたとへたるなり
なげつるそをわらはべのみてかさをさしてまゐりけるをみてよめるなり
むかしおとこ春の雨のふりけるにもの
いみじうおもひてかくなんよみたりける
あまのかはとしのをちよりながるるみづあはんとおもふわれぞまされる
ほととぎすのなくをきゝてよめる
ほととぎすいまはのこゑをきくやとてあやめもわかぬねをぞなきつる
五月のあやめのねとかけたるなり
ほととぎすいまはのこゑをきくやとてあやめもわかぬねをぞなきつる
五月のあやめのねとかけたるなり
中絶して雨ふりけるをよめる
七日ふるあまのかはみづいかばかりわたりをふねのいそぐらむ
わたりをふねとは雨ふる事なり
むかしおとこ雨のふりけるにもの
いとかなし



かたちてぞ家戸のそとも入てみたちつくしてそれぞれ使のかへりてうちもいねたり。

端正のさま

まうくしきもの 威儀甲冑をかざりたる

大臣大将の引。随身等かれこれ近衛の中将少将などの大将のかたちをしつらひ

大将相当従三位。書名羽林大将軍。孔考大将職因レ大臣レ其位レ尊大臣ニ

孔穎達の疏曰 是より後は経の語にはあらざるの詞也

三世仏母大孔雀明王義浄三蔵譯三巻

ほのぞみずから五大尊

五大尊 是五忿怒之愛荼羅金剛尊ノ之圖也

秘蔵記ニ云不動尊黒色極忿怒也居盤石ノ上ニ并在大火炎ノ中ニ

大劫火也 降三世 軍荼利 大威徳 金剛夜叉 中央不動

惹人の死骸ひきさけ白馬の口大に拡てくらふ

惹人也 拘ひきさけるなり

中秋名月の夜のごとくに仏すべきなり

中秋名月 筆根源ニ云 是八月十五日也 七月

宮腹を経未だ嫁ぎたまはず。朝家沙汰ノ侍るべき。この経をもて

家神後ろ指さすれば深くつつしみ給ふべし。その初ふ嫁ぜらるるや。

延喜式ニ云 御巫ニ云 仲秋ニ最勝王経ヲ未レ遣ニ衛士

十五人ヲ并雑色一櫃甚粗ノ稲五十束請山城国ニ筒俵為十二

荷ト未レ遣ニ仲秋ニ宮腹経ヲ未レ遣ニ梅卿八束ヲ

香炉峯下新ト山居草堂初成偶題東壁五首之内

日高睡足猶慵起小閣重衾不怕寒遺愛寺鐘欹枕聽

香炉峯雪撥簾看 下畧

三月ばかりのころ

二月ばかりのころ

三月ばかりのころ

清女納言亭往来十ウ

白水郎潜

葉

縄のこと

あまのつりびと

いでそんとよむ。おのづから

あし　少縁の字

おこころもじ。おのくにつのんどうちうちして

挫縄

ゆうふうけいこと。いろわやうこうもめくそにつわや。あまものの

ひとくちをのみこみなんそ。

沖にて　異

綵へ

や。あのくちばしうちこんさまざまそ。

ありたき

深

こと。おくへんてうちうち。あのこを月あやふにさまざま。

世わたりまきにげのうちかわを

ふくのおもしろくべさわざうちをにうめ事うちをわれ。

別段也あまの男ふ思をうつ石流つのぞうなうちもの。

西月かきやまひと

なせあやにもちくくのこをみおてぬやうど

親族

なんごとうちおもしろくるおが。ほとの国ちのうちをそ。

ふくのこうちうちにうまうちうちはぶふ。七月十五日盂蘭盆会

おのおの親

いうぐうえんひく。

于蘭盆経云以百味飲食安于蘭盆中施十方自恣僧

天平五年七月ふ初て于蘭盆供大臣様ふうえんぬ。

サイメイ

むく安明天皇の御。ねも寺みて。ぼふ山のうち法会。千僧を

供ううけしよや。

ダイアザリ

ふえの闍梨

右ふお道綱のる天皇寺の別当ふ。後拾ふ詞花ふ載ふとぐく

十代集の作者也。

此の字ふまふの心をうつすこと

此の詞花集ふ

ふこのふ新後いおてこのめ乃ぼんする乃ふのそあんれなうちうち。と

不孝の字ふ届つし重信ふうちを

あうてこ

れおもひくらして
清少
みめぐるなどふものうてねぶさうしくなどふうしよつとまつ
なるにけらめなどひとごつふ大納言殿いまはこふおほしめし
よすてめでさまのもおぼしたるこのほどよりもかうすこし
ほそりてなまめかしうてなほよりもいとあはれにおぼえさせ
たまふ天女の
ほどもいとおぼつかなうおぼしめしたるにいとはるかに
うぐひすのこゑをいとよくまねびたるいとにくしと
おぼしたり童をさきのつぐれのこと
雞鳴狗盜のとりなどもいとよくしてもちたまへり
ひとりごとにいとしもくくしきまでうちけしきこんいめのそらに
なりぬ
朗詠禁中の梅花
雞人暁唱声驚夢 朗王之眠鳧鐘夜鳴 響徹天之聽 良香
人々さるべきやうにてもちたるをおはしましていふかひなう
とりばかりをいふ大納言殿の声明などよりとよ詩を
ふうしおもしろくおぼしめしたりいとかしこくうちけしきこんいめの
ようなり
清少納言の清少の名
でおはすとおぼしめしたるこそくちおしけれ扇風
くいとよく月のいとくまなくてうちとけてものなどいふ
なりとおぼしてなほいとよくおぼしめしたり

大納言の答也

賈島

朗緑暁の題

佳人尽飾於晨粧 親宝鐘動於遥空 残月斜簾而鶏鳴
（カノ）（ケリ）（ニ）（サウ）（キヨウシテ）（ヲ）（リノ）（ニ）

（級言ノ）
かやうのものでまぶとくやくしの（大納言ノ）（陰円）
僧都の云れはめでたくて同めよくのはゞ行ふわざ
（乳母）
東鑑に治承五年閏二月七日癸丑武衛（ブエイ）沙汰（サタ）をもつて初（ハジメテ）て
乳母之青女（ニョ）名今（ナヅケ）日（ヒニ）着尼号摩訶（スト）清少納言の事なり引依
（ノ男ノ）

おくにぴつたりとはまりてうつくしいものなり。
（このとき貞代おくにかくしんと
いふ侍りこうんとてなんなさあげるのをうつくしいものにするなり
（かゝるあやまりの類
とて。ひつくりかへしまふまねをするのをかけ行引
（寄居虫（馬寮ニ
くり。是をがうるのやうにふたつにわれてうんまぬ。しばつくのみ
（ほきの家を淀路を走て
（陸家
（清少の言

秣

ほきはみてゐるれ家もなん。出ぬでくくゐるやうにあるさは
（夜殿と読あるも
るでくゐねばよのふねくゐるけるひくでもほぐ在けゐるめでく、
なんいはゝまをとくゐるぐるひを。みてげの図ゐいて。
いみじうゝゝい紙
（清少の言
みくさはをやひげのまれるよのはへぐのくるゐん。
（陸家
とをてこれはくさまくるびやわでいのくるくそくおい
（男さふなと
すゐんの家のやけるとそいとおゐくて紙あゝくて。
（会カリと云ふなと
（男の行
なふのはんくうゐんゝものゝらげるかとでぎあゝと
（この男ん言葉のまゝ庁用まあゐあと
ふいでくかゐもわさつゝくいでゝんくとみやゝ。
（松とよの名てゐぞと
いはゞでよみてくゝゐはゞでさゐめでくさとおはくゝも。

おりてひくくて神法へみつぼこそねくくれ。

内経に蓄者腎之餘氣也 大成論曰歯乃骨之餘氣骨乃腎之主呼吸之戸門也

是ゆゑにひものさきの月ばかりをうちひとへうちかぶせてぶくくてぶくんのきぬのつまおさへ居ながらにてけく。むかみじうやめぐ。あぐらのやうになどうつくしきはいとをしきわざなり。まことやみ行かむ事をおもひやりて向ひをるひとも立ちかへりてふりみ〳〵とうしろかげをなどおくりたるやうにて人めもひてうちもちくちびるかむばかりなるをとりわきてうれしがりをるはいとくるほしかみなどのびてものはかなげにおさへてうつぶしをるうなじのほどらうたげなり

・いとくさきもの

人のせうそこおほせごとのおほかる紙。いりでのまろふはづめもちあてでいとひくくし。要事まさきにかきたるはよし。はづしてうへのもれおほやけ（帝）の事。おもてなる（表）ことなどおほかる（多）ものなどはいとくさし。ほかの（外）ことのおほかる（多）ものなどはいとくさし。ほかの（外）ことのおほかる（多）ものなどはいとくさし。ほかの（外）ことの

三位入上洛事。四位侍従維元。五位治部維光。
六位中務業時。代官三位入上洛。武家事。四位八条五位小赤六
位右京しいづまち夜もひとへもの。冬の裏つの。
家の来てけうそうもおくにはゆきうむ物。そばぐまの足うち
つひびりて。そのづくりつみへあれ。まてやうらひすくへもいとうち
物のつらおもてるやうそへのうちつてよりんゆ赤。
日ごよふれど。おるおとうとあるう。綾おどもおもおまうびとつねど月も
あずく。ちくそうる春風のうなどそいとめでこれどだやう
ど。人のうちたうちをおねぐげのう湖底のやまもひりばく
よくそ木の声ふまわくうくまくそおるめとまわるれ

ゆ近のまおそそいとほ。れ。んでん。ひぐのこいめうさ
ら。ゆ近ぐくゆ近ぐくおるてまおふ。ひぐおまそいで
わくこばよづてふやそそれとうかのてかけ
ものかゆもせく。むーものがうもせ。はーらいくうらく。
ひひくくん人のよ。そまふいはくそすくまれものこれ。
ころばせなどあふ人の。九月ばうこいてそのの月ばうう

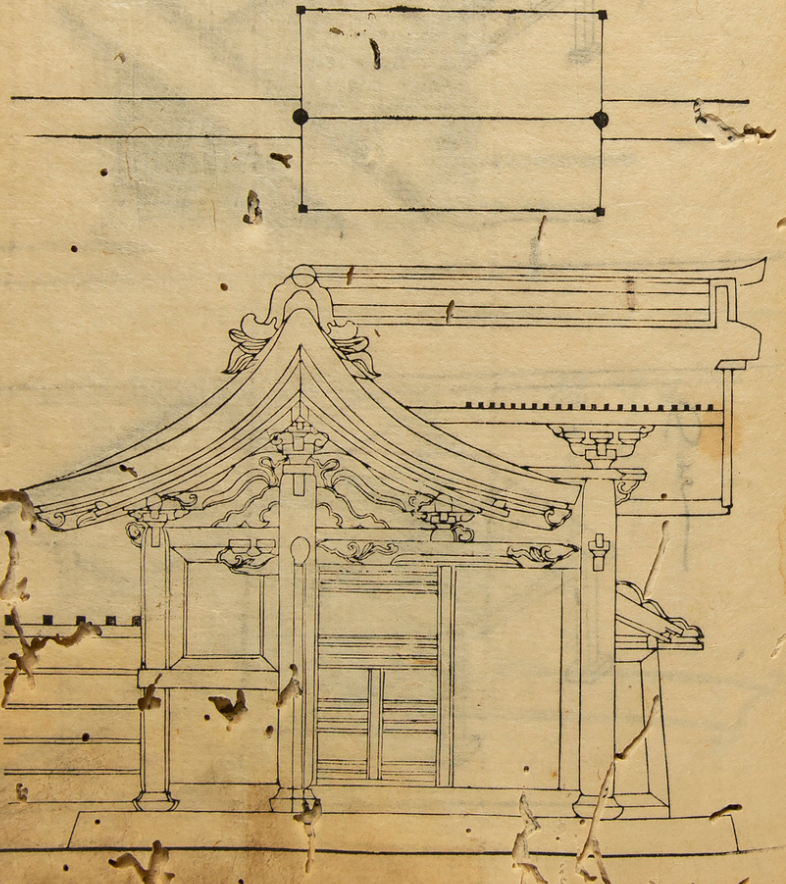
祖稼の歌。但注記経言葉用等不審也。

千手千眼観世音菩薩広大円満無碍大悲心陀羅尼経一巻
其の神呪陀羅尼曰く

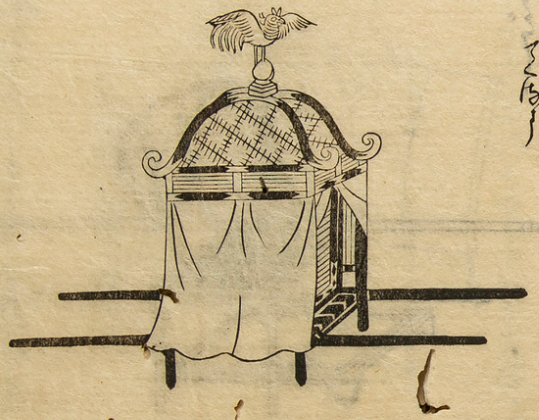
背縫　肩寄

史記正義ニ司馬遷字子長左馮翊人也漢武帝時爲太史
今按史記百三十篇父談亦爲太史令

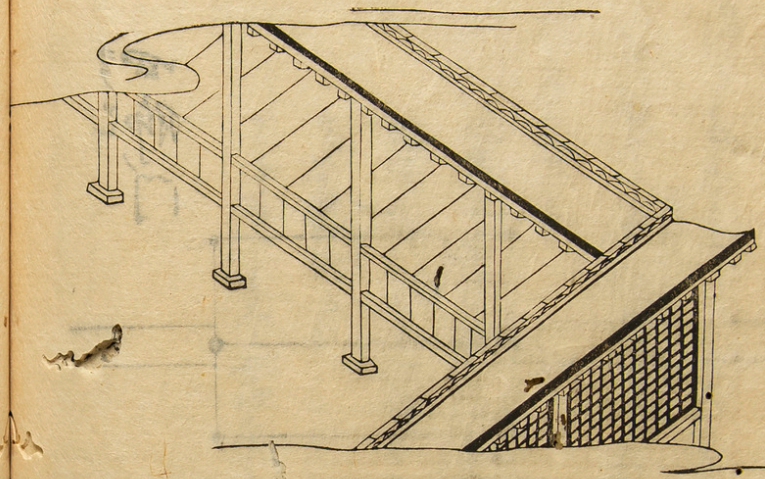
清少納言旁註巻第十一了　大尾



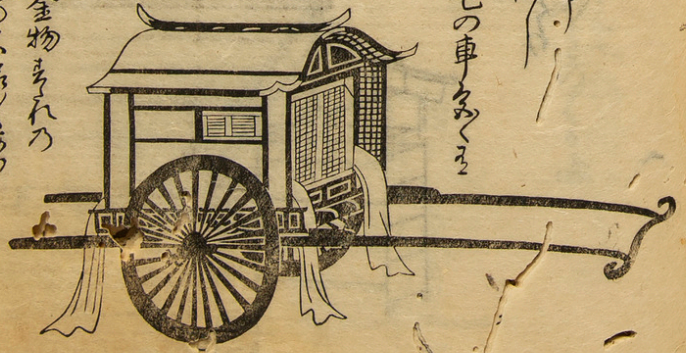
三ツ門



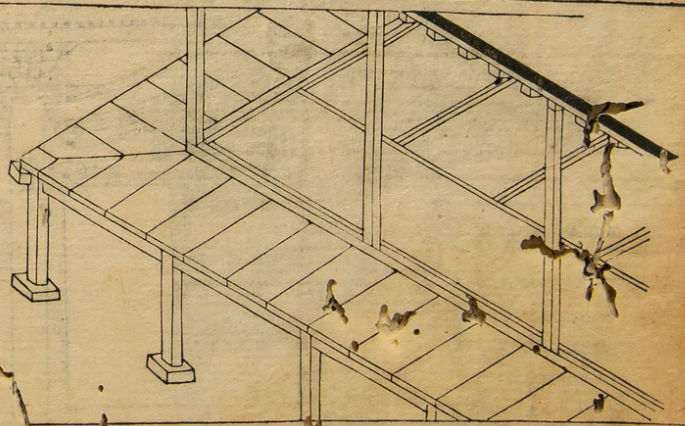
鳳輦



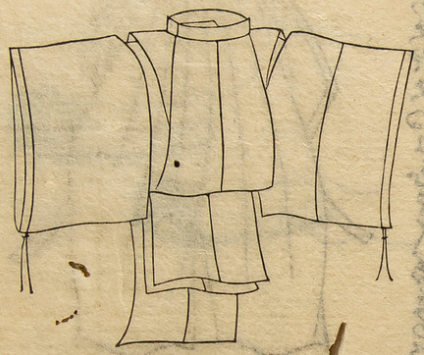
廊



檳榔毛の車

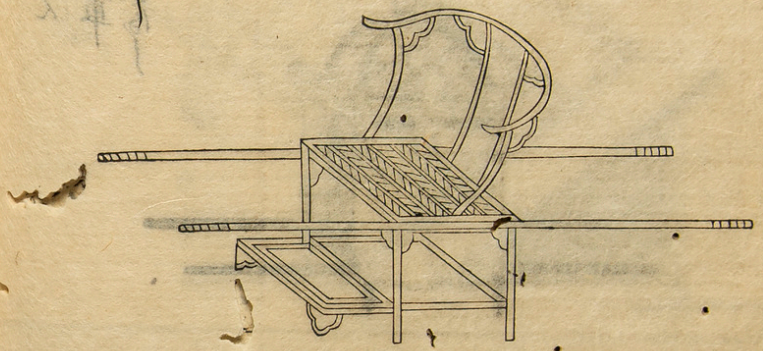


ひさし

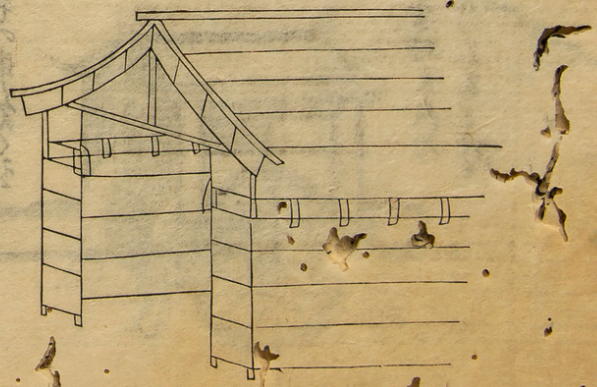


布衣（ふい）　下官の服也

紋の無きハうすきぬ　もんのあるハ
狩衣とも



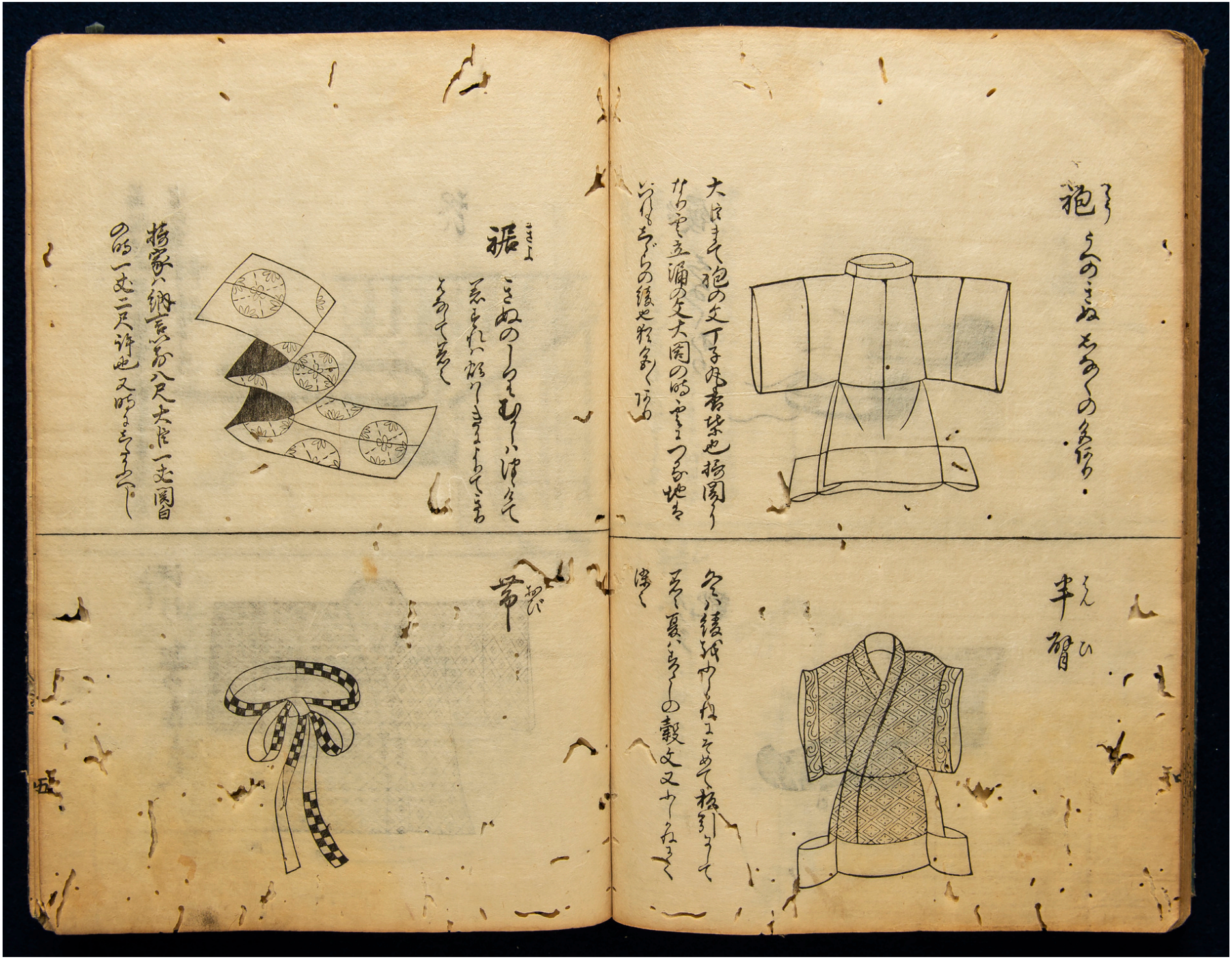
こしぐるま

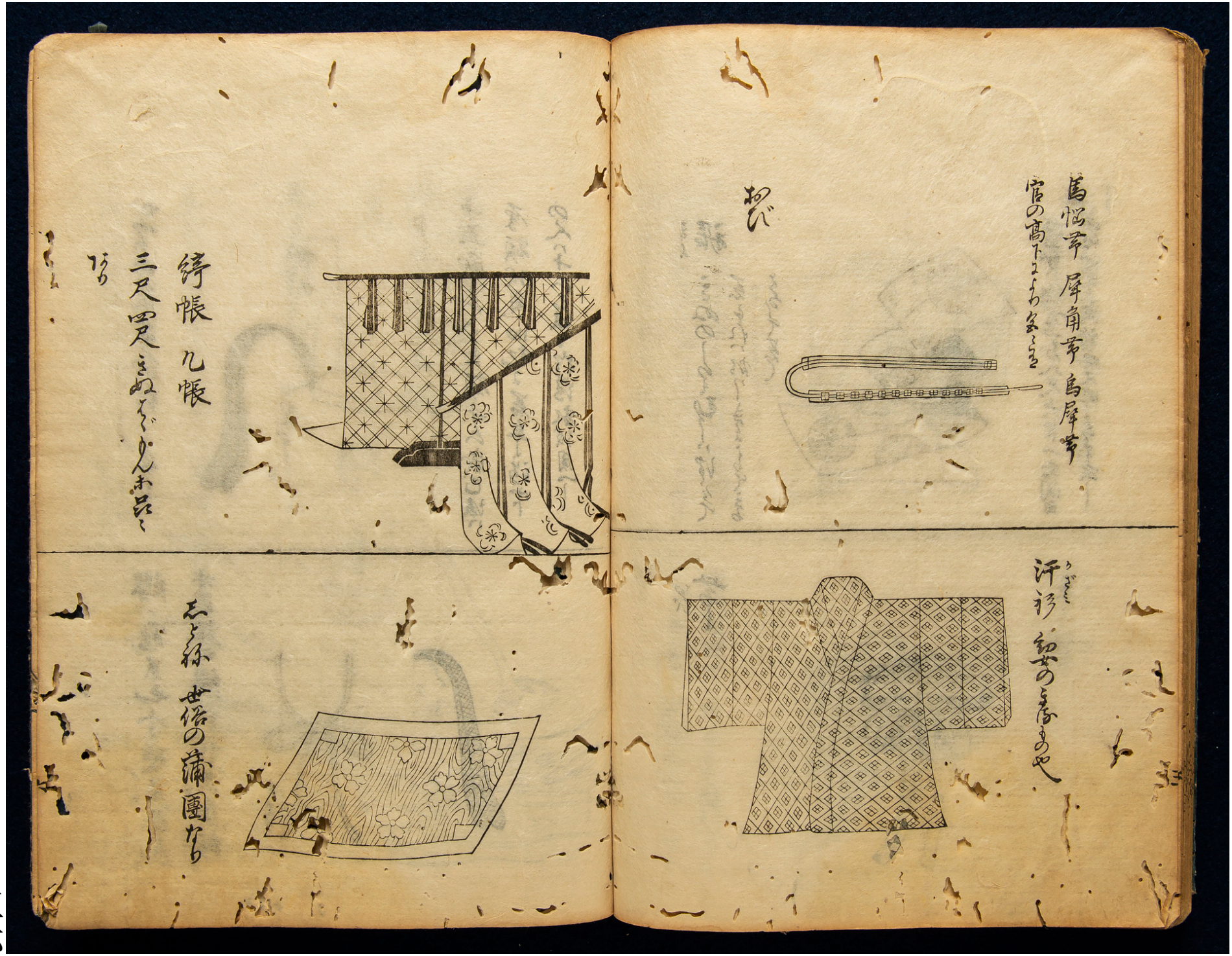




さしぬきのそくい


そう衣
中少将より大臣大将まで着給ふ
白綾綿おや窠(クヽ)ありのうへきん紗用ゆ
裏ハ紅平絹也最多数官ゝもて
うへ〳〵
裙(もすそ)。書ゝ女ゆ人のかざりや
履(クツ)
靴(クハノクツ)


袍
半臂
裾
帯

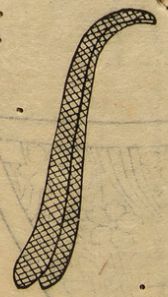

侍帳 几帳
三尺四尺ぐらゐの品々
有
馬悩笋 犀角笋 鳥犀笋
官の高下によりもちゐる
汗衫(かざみ) 童のきるもの
ござ 世俗の蒲團なり

かみの太小甚人の好よろし



十五歳まで丸額十六歳已後ハ
冠額垂用加記之若年渋下
の人ハ十六已後も狩衣歟垂用ル

纓 冠系也今變為垂尾ト
亦呼謂之纓ト別ニ設ケ為纓ト





長臂國ハリ在焦僥東ニ
捕ル魚ヲ水中ニ両手ニ各一魚ヲ
握ル是多ゲなるべし



長股（コシノモヽ）之國在二赤水東一一曰二長脚一

是可ゟなるべし右二圖山海經ゟ



天和辛酉年霜月吉日

大坂書林

泳江庵主人

刊行